

令和3年度答申第27号
令和3年8月2日

諮問番号 令和3年度諮問第14号（令和3年6月22日諮問）

審査庁 国土交通大臣

事件名 道路損傷等行為に係る原因者負担金負担命令に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が雇用するP（以下「本件被用者」という。）が一般国道A号線（以下「本件道路」という。）において故障車を回収する際に使用した発煙筒が強風により飛ばされて路肩の枯草に引火したことで火災事故（以下「本件事故」という。）が発生し遮音壁に損傷を与えた（以下「本件損傷」という。）として、B地方整備局長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、道路法（昭和27年法律第180号）58条1項の規定に基づき、道路の復旧工事に要した費用の負担命令（以下「本件負担命令」という。）を発したところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）原因者負担金について

道路法58条1項は、道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を

生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする旨規定する。

道路法22条1項は、上記「他の行為」とは、道路を損傷し、若しくは汚損した行為又は道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為をいう旨規定し、同法2条1項は、同法における「道路」とは、一般交通の用に供する道で同法3条各号（一般国道等）に掲げるものをいい、トンネル等道路と一体となってその効用を全うする施設や道路の附属物（道路上の柵等）を含む旨規定する。

(2) 道路の維持又は修繕について

道路法42条1項は、道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない旨規定し、同条2項の委任を受けて、道路法施行令（昭和27年政令第479号）35条の2第1項1号は、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項の一つとして、道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずることを規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 平成31年1月28日午後0時30分頃、本件被用者が、本件道路上り線のC地内に位置する道の駅「D」ONランプ合流部（距離標222.23KP付近）において、故障車を回収するためのレッカー作業に従事していたところ、その際に使用した発煙筒が強風により飛ばされたため、その火が路肩の枯草に引火し、本件事故が発生した。

(位置図、道路損傷確認書、事故発生連絡票)

- (2) B地方整備局E河川国道事務所F国道維持出張所（以下「F国道維持出張所」という。）は、平成31年1月31日、本件事故のあった現地を調査し、本件道路の路肩に設置されていた遮音壁が、本件事故による高熱で損傷していること（本件損傷）を確認した。

(異常個所詳細シート)

- (3) 審査請求人は、平成31年2月12日付けで、処分庁に対して、遮音壁（遮音パネル23枚、遮音パネル上部保護カバー20m）を損傷したこと

を認め、本件損傷に係る一切の費用を負担するとの確認書を提出した。

(道路損傷確認書)

(4) F国道維持出張所は、令和元年9月9日、本件損傷に係る遮音壁等の補修工事（以下「本件復旧工事」という。）を行った。

(作業完了報告書、作業完了確認簿)

(5) 処分庁は、令和2年2月12日付けで、審査請求人に対し、道路法58条1項の規定に基づき、本件復旧工事に要した費用（合計162万3050円。以下「本件負担金」という。）の負担命令（本件負担命令）を発した。

(道路施設損傷復旧費負担命令書)

(6) 審査請求人は、令和2年3月17日、審査庁に対し、本件負担命令不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和3年6月22日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件負担命令は火災による道路施設損傷復旧費負担と認識しているが、火災は枯草が燃えたものと理解している。よって、F国道維持出張所の管理下にある草刈りが行われていれば火災は発生していなかつたと推察している。

ただし、審査請求人にも落度があり、発煙筒が強風で飛ばされた事実は否定できない。よって審査請求人の業務上の過失もあるため、負担額は50%を目安にしていただきたい。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は次のとおりである。

1 原因者負担金について

道路の管理に要する費用は、道路管理者が負担するのが原則であるところ、道路法58条1項に基づく原因者負担金制度は、「他の工事」又は「他の行為」により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用を道路管理者に負担させることは衡平に反し、その原因者に負担させることが衡平にかなうことから、私法上の不法行為制度とは別に定められた公法上のものであり、明文上故意・過失を必要とせず、原因者に対して復旧に要した費用を

「その必要を生じた限度において」負担させることができるものである。

裁判例においても、「法58条1項の原因者負担金制度は、過失責任を前提として対等な立場にたつ二当事者間で損害を公平に分担しようとする民法上の不法行為の制度とは異なり、住民の生活上の利便に不可欠の重要性を持つ公共用物としての道路の迅速な機能回復という極めて公共性の高い法目的の実現を図るための手段として、行政庁である道路管理者に対して、その優越的地位に基づく行政上の裁量により道路に関する工事又は道路の維持のための費用を公用負担としてこれを原因者に課する命令権限と強制徴収権限を付与したものと解することができる。」（札幌高等裁判所平成16年3月25日判決 道路法例規集15巻七五七九・5806）と判示されている。

すなわち、原因者負担金制度は、公共用物としての道路の迅速な機能復旧を図るという公益目的の手段として、道路管理権限に基づく行政上の裁量により、特段考慮すべき事情がない場合は、損傷の行為者が特定できれば、その事実関係を基礎として、原則として当該行為者に対して機能復旧に要した費用を納付するよう命じる権限を道路管理者に公法上特別に付与したものと解される。

2 本件負担命令の適法性について

本件負担命令は、本件損傷に伴う復旧費用を審査請求人に課したものであるところ、本件損傷の原因者が本件被用者であること及び本件事故が道路法58条1項の「他の行為」に該当することについては、審理関係人の間で争いはないが、審査請求人は除草が行われていれば本件事故は発生していなかつたと主張していることから、本件負担命令の負担額の減額が認められるかについて、以下に検討する。

処分庁は、「道路維持管理計画（案）」（平成31年4月、B地方整備局）に基づき、「除草」については道路を安全に走行するための空間の確保や見通しの確保等の安全対策等のために実施しているところであり、建築限界内の通行の安全確保や運転者から交通安全施設等の視認性の確保ができていたと認められることから、草が枯れた状態で遮音壁付近に存在したとしても、道路の安全な走行等には支障がない状況にあったといえる。

また、道路の管理に関する判例では、「道路は通常予想できる事故や災害に対し安全性を備えていることを要し、これを欠いていればその設置に瑕疵があるといわなければならない。」が「道路を設置したからといって、沿道の建築物や竹林に火災が発生するとはその性質上通常予想できることではな

い。したがって、道路設置者としては設置に当たり火災の発生を予想してこれを防止する措置を講ずる必要はないものというべきである。」（東京地方裁判所昭和51年2月26日判決昭和47年（ワ）第9484号）と示されている。

よって、本件被用者の行為による本件事故を道路の性質上通常予想できるものではなく、本件被用者の不注意による本件事故の防止措置を道路管理者に要求することは相当ではないと解される。

したがって、本件負担命令に違法又は不当な点はない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和3年6月22日、審査庁から諮問を受け、同年7月15日及び同月29日の計2回、調査審議をした。また、審査庁から、同月6日及び同月21日、補充の主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、処分庁の弁明書に対する反論書の提出期限（令和2年5月18日）が到来しても審査請求人から反論書の提出がなく、双方の主張が尽くされたことがうかがわれてから審理員意見書の提出（令和3年6月15日付け）までに約1年1か月を要している。審理員意見書の作成にこれだけの期間を掛けなければならなかつた事情も見当たらず、審査庁においては、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的を踏まえ、審理手続を迅速に終えるため、審査請求事件の進行管理を改善する必要がある。

(2) 上記（1）で指摘した点以外で、一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件負担命令の適法性及び妥当性について

(1) 本件負担命令に係る判断枠組み

道路法58条1項に規定する原因者負担金制度は、道路の管理に関する費用は、道路管理者が負担するのが原則である（同法49条）が、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、道路管理者に負担させることは衡平に反するため、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることとしたものであると解される。

その負担させる費用について、道路法58条1項は、他の行為により必要を生じた限度において、その全部又は一部を負担させるものとする旨規

定するところ、費用を負担させることが社会通念上著しく妥当性を欠くというべき特段の事情が存する場合には、同項に基づく原因者負担金負担命令が違法となるものと解するのが相当である。

(2) 審査会の判断の前提として留意すべき事実

上記第1の2「事案の経緯」のほか、本件損傷の原因者が本件被用者であること及び本件事故が道路法58条1項の「他の行為」に該当することは審査関係人の間において争いがない。

(3) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件事故には、除草が行われていれば火災は発生していなかったという事情があったとして、本件負担金の減額を求めているものと解される。

(4) 除草の要否及び本件道路の維持管理上の過失の有無について

遮音壁は、道路の附属物（道路上の柵）に該当し、道路法上の道路に含まれるところ、本件負担命令の前提となる本件損傷については、「事故発生連絡票」、「異常個所詳細シート」及び「作業完了確認簿」のそれぞれに添付された現場写真によれば、本件道路の車道及び路肩の外側の道路用地に設置された遮音壁は、付近の枯草が燃えた際の熱により損傷し、修繕を要するものであったことが認められる。

次に、本件事故に負担金の減額を考慮すべき特段の事情があるか否かについて検討する。審査請求人が主張する本件道路の枯草の除草については、まず、「事故発生連絡票」及び「異常個所詳細シート」のそれぞれに添付された現場写真によれば、遮音壁付近の枯草は、草の種が他の場所から運ばれて自生し枯れたものであることが認められる。そして、審査庁は、上記第2の2のとおり、建築限界内の通行の安全の確保や運転者から交通安全施設等の視認性の確保ができていたと主張するところ、審査庁を通じて処分庁から提出された現場写真及び「作業完了確認簿」に添付された写真（補修工事の着手前に撮影されたもの。）によれば、本件道路の建築限界（車道の上空4.5m及び路肩の上空3.8m）内に枯草等の障害物があったとはみられず、車両の通行に支障がなく、通行の安全確保や運転者から交通安全施設等の視認性は確保できていたことが認められる。そうすると、遮音壁付近に枯草があっても、本件道路の維持管理上、枯草を除草しなければならない相当の理由があったとは認められず、処分庁の維持管理に過失があったとはいえない。よって、負担金の減額を考慮すべき特段の

事情があったとはいはず、審査請求人の主張は容認できない。

(5) 本件負担金の額の適否について

審査請求人は負担金の減額を求めており、本件負担金の額について検討する。「作業完了確認簿」によれば、本件道路の補修工事は、本件事故により損傷した遮音壁（23枚）を撤去し、遮音壁を設置し直したものであること、また、状態のよい遮音パネル（1枚）は再利用していることが確認でき、従前の遮音壁を大幅に上回る機能を付加したなどの事情はみられない。

そして、審査庁が当審査会に提出した資料（令和3年7月6日付け及び同月21日の審査庁主張書面）によれば、本件道路の補修工事の費用は、処分庁が、国土交通省直轄の道路工事等の工事費の積算等に適用される「土木工事標準積算基準書」に基づき、国土交通省土地・建設産業局が決定して公表している「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価」、標準型防音壁1枚当たりの全国平均額や、令和2年2月に管内の3事業者から徴した見積書の単価を用いるなどして算定したことが認められる。

そうすると、本件負担金は、本件事故により必要を生じた限度において、遮音壁の損傷前の機能回復に要する費用を、上記の積算基準書等に基づき算定したものであり、その算定に問題とすべき点は認められない。

また、F国道維持出張所の記録「道路損傷メモ」によれば、道路損傷確認書の発送及び復旧工事に先立って、審査請求人に対し、平成31年2月6日に、負担金が200万円から300万円になる可能性があること、復旧は1年後であることを電話で伝え、審査請求人の了解を得ていることが確認でき、本件負担命令の発出前の手順に特段の問題は認められない。

よって、本件負担金を減額すべきとの審査請求人の主張は失当である。

(6) したがって、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、本件負担命令に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

委 員 三 宅 俊 光
委 員 佐 脇 敦 子
委 員 中 原 茂 樹